

令和 7 年 7 月 2 日
石川県選挙管理委員会
(直通 076-225-1282)
(内線 3547 ～ 3549)

参議院選挙区選出議員選挙の法定選挙運動費用額について

令和 7 年 7 月 2 0 日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録が 7 月 2 日に行われ、同日現在の選挙人名簿登録者総数が定まった。

これにより、参議院選挙区選出議員選挙における法定選挙運動費用額(選挙運動に関する支出限度額)は、公職選挙法の規定により **35,734,500** 円となった。

なお、当委員会は、この額を 7 月 3 日に告示する。

[算定方法]

① 人数割額

(7 月 2 日現在の選挙人名簿登録者総数)

$$925,730 \text{ 人} \times 13 \text{ 円} = 12,034,490 \text{ 円}$$

② 固定額 23,700,000 円

$$\text{①} + \text{②} = 35,734,500 \text{ 円 (100 円未満の端数は切り上げ)}$$

(参考)

前回(令和 4 年 7 月 1 0 日執行参議院選挙区選出議員選挙)の法定選挙運動費用額

35,980,400 円に対して 245,900 円 (0.68%) の減

理由：名簿登録者数の減 944,643 人 → 925,730 人 (18,913 人減)